

## 障害年金のご案内

- ▶ 初診日から1年6か月以上経過し、かつ、障害年金の等級に該当している場合は、障害年金を受給できます
- ▶ 初診日から1年6か月以上経過していれば、その後、65歳までのいつの時点で障害年金の等級に該当しても、障害年金を請求できます

①・②のどちらかに該当する場合は、障害年金を請求できます。請求が遅くなると受け取れる年金総額が減少する場合があるので、お早めに請求してください。

### ①初診日から1年6か月後※1（障害認定日）に障害年金の等級に該当した場合

- 請求に際しては、以下の書類等の提出が必要です
  - ✓ 障害認定日後3か月以内に作成された診断書※2
  - ✓ 診断書を作成した医療機関が初診の医療機関でない場合は、初診日証明書類
- 障害年金の等級に該当した場合、障害認定日の翌月分から年金を受給できます※3

※1 初診日から1年6か月以内に傷病が治った場合（症状が固定した場合）は、その治った日（症状固定日）が障害認定日となります。（例：人工透析開始から3ヶ月を経過した日、心臓ペースメーカー装着日など）

※2 20歳前に初診日及び障害認定日がある場合は、20歳の誕生日前後3か月以内に作成された診断書とすることができます。

※3 さかのぼって請求する場合は、請求時から5年より前の年金は受給できません。

### ②障害認定日（原則として初診日から1年6か月後）時点では障害年金の等級に該当しないが、その後症状が悪化し、障害年金の等級に該当した場合

- 請求に際しては、以下の書類等の提出が必要です
  - ✓ 請求日前3か月以内に作成された診断書
  - ✓ 診断書を作成した医療機関が初診の医療機関でない場合は、初診日証明書類※4
- 障害年金の等級に該当した場合、請求日の翌月分から年金を受給できます※5

※4 過去に障害年金を請求したものに不支給と決定された方が、症状が悪化した等の理由により、同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合は、一定の条件が満たされれば、前回提出した初診日証明書類を活用できます。【令和2年10月1日より】

※5 65歳以降は請求できません。また、さかのぼっての請求は行えませんので、お早めに請求願います。

※ 傷病手当金は、労務できなくなつた日の3日後から最長で1年6か月間受給できます。このため、障害年金の等級に該当する方の場合、例えば、傷病手当金の受給後、障害年金を受給することなどが考えられます。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターへ

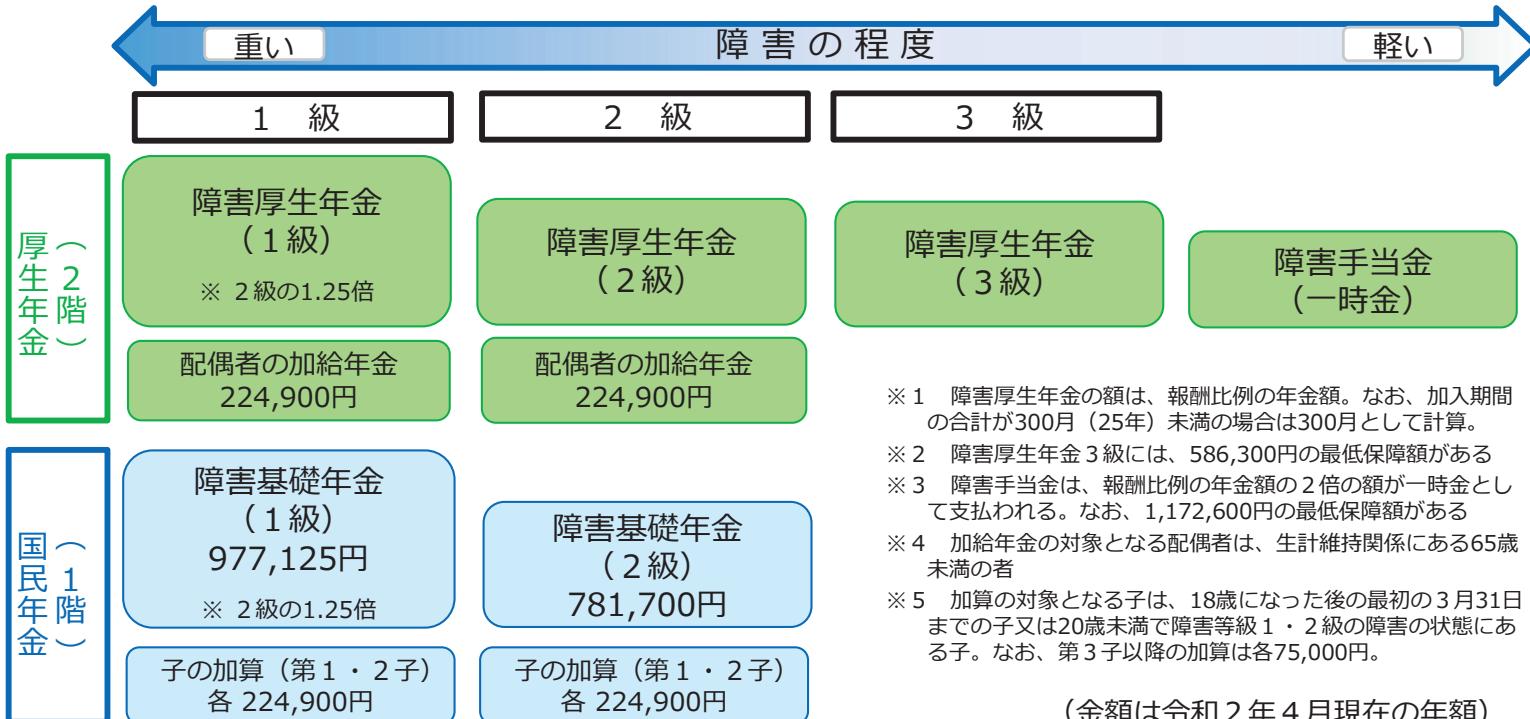
【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



# 障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。



## 障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要です。

①初診日に被保険者であること	初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること  【20歳前傷病による障害基礎年金】 初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。
②保険料の納付要件を満たしていること	初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること  【上記要件を満たせない場合の特例】 初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと
③一定の障害状態にあること	障害認定日（※）に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること  ※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

### 【障害年金に該当する状態】 ※障害者手帳の等級とは異なります。

- **障害年金1級**：他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当。
- **障害年金2級**：必ずしも他人の助けを借りる必要はなくとも、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・屋内に限られるような方が2級に相当。
- **障害年金3級**：労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当。